

2. 総会・評議員会・理事会

総会、評議員会及び理事会については、定款第6章に規定されている。また、細則には第1章から第5章までに関連規定がある。

本会の意志決定及び執行機関として、これらの

3機関(会議)をもつことは、本会創立以来の伝統であり、定款・細則などの変更によって、若干の変化はあったが、現在まで、基本線は変化していない。

2.1 総 会

通常総会は、毎年、事業年度終了後2カ月以内(通常5月末)に開催される。当該年度の事業、会務及び会計の報告が行われ、当該年度の収支決算、次年度の事業計画及び収支予算その他理事会が必要と認めた重要事項が議決される。定款の変更、入会金及び会費の変更、会員の除名などの事項は、定款の定めるところにより、総会の議決が必要である。

臨時総会は、理事会で必要を認めるとき(定款第35条)又は総会に関する表決権総数の五分の一以上から会議の目的の目的事項を示して請求があった場合(定款第36条)に開催される。

通常総会に併せて、日本溶接協会賞及び溶接注目発明賞の授賞並びに全国溶接技術競技会の表彰が行われる。また、時宜に適した演題・講師による特別講演を行うことも通例となっている。

2.2 評議員会

評議員会は、会員(団体会員の代表者及び個人会員)の中から、会員の投票によって選出される50名以上100名以内の評議員で構成される(定款第18条)。現在は、評議員の定員は92名となっており(細則第10条)、団体会員部門から41名(専門部会単位に11名及び団体会員単位にその代表者30名)、個人会員部門から41名並びに支部部門から10名(全国を第1地区から第9地区に区分し、地区ごとに1名。ただし、第3地区のみ2名)が選出されるようになっている(本会選挙規則第10

条)。

評議員会は、会務及び事業報告、収支決算、事業計画、予算など、理事会から提案された総会議案を審議する他、細則の変更、理事の選任(会長が評議員会の議を経て委嘱)、選挙規則などの制定・改廃、部会、特別委員会及び認定・検定委員会の新設・改廃などを決議する。

会長及び監事は、評議員の中から評議員の投票により、それぞれ選出される。

2.3 理事会

理事会は、理事によって組織され、会務を処理する(定款第20条)。理事は、個人会員及び団体会員の代表者の中から、評議員会の議を経て、会

長が委嘱する(定款第32条)。理事には、会長及び副会長(2名)の他、会務担当理事(庶務、企画、財務、認定・認証、組織及び出版の各理事。詳細

は、細則第11条)及び専務理事が含まれ、定員は15名以上25名以内(定款第18条)である。

理事会は、原則として毎月開催され(細則第17条)総会及び評議員会の権限事項以外の事項について決定・実施し、また、総会及び評議員会に提

出する議案を準備する。なお、理事会の円滑かつ効率的な運用を図るため、必要に応じて常設又は時限の会務委員会を設置するなどの処置がとられている。